

老老発0331第1号
平成28年3月31日

各 都道府県 介護保険主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について

要介護認定に係る認定調査等の実施については「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」（平成21年9月30日老老発第093002号厚生労働省老健局老人保健課長通知）に基づき実施しているところであるが、第三者行為求償事務の取組強化に伴い見直すとともに、主治医意見書における「介護サービス計画作成等」の想定する範囲の内容についても記載するため、別添の通り見直しを行い、平成28年4月1日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図らりたい。